

令和 7 年高島市教育委員会第 7 回定例会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和 7 年 7 月 22 日（火）
開会 午後 2 時 00 分 閉会 午後 2 時 25 分
- 2 開催場所 高島市役所新館 2 階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
令和 7 年第 6 回定例会会議録承認
議第 48 号 マキノ中学校区における小学校の再編に伴い新設する小学校の校名について
議第 49 号 高島市道德教育推進協議会設置要綱の一部を改正する告示案
報告第 14 号 高島市立図書館の臨時休館について
- 4 出席委員
川島教育長、橋本委員、高木委員、森委員、地村委員
- 5 事務局出席者
饗庭教育総務部長、赤水スポーツ振興部長、川原林教育指導部長、吉原教育総務部次長（社会教育課長取扱）、中川教育総務部次長（図書館長取扱）、野崎スポーツ振興部次長（国スポ・障スポ大会推進課長取扱）、保木教育指導部次長、前田教育総務課長、山本文化財課長、佐藤文化ホール館長、加藤市民スポーツ課長、保木学校教育課長、上原学事施設課長、横井川学校給食課長、林教育総務課参事、中村教育総務課主任
- 6 会議を傍聴した者 0 人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第7回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 橋本委員、森委員

議題の公開／非公開 全て公開

議第48号 マキノ中学校区における小学校の再編に伴い新設する小学校の校名について

【説明】 前田教育総務課長

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号の規定に基づき、令和6年9月に策定した「高島市小中学校再編基本方針」により、マキノ中学校区における小学校の再編に伴い、マキノ中学校敷地内に新設する小学校の校名を「高島市立マキノ小学校」に決定することについて、議決を求めるものである。

校名決定にあたり、7月3日に高島市マキノ小学校開校準備協議会の会長から「新小学校に関する提言書」が教育委員会に提出され、新小学校の名称を「高島市立マキノ小学校」と提言された。

提言までの経過は、開校準備協議会において、本年4月1日から4月30日までの期間で新小学校の校名を募集された結果、42名から27点の応募があり、5月23日に開催された準備協議会の通学・学校支援部会において、「マキノ小学校」と「シンマキノ小学校」の2点を校名候補として選定された。その後、6月18日に開催された第5回準備協議会において、部会から提案があった校名候補2点について、委員の多数決により「マキノ小学校」に決定された。

今後、本議案の議決をいただけたら、「高島市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」を高島市議会9月定例会に提案する予定である。また、新小学校の校歌や校章、学校用品の選定などについても、この校名を踏まえ、準備協議会で協議される予定である。

【質疑等】

○橋本委員

先日の市議会6月定例会で小学校再編に関する一般質問があるなどマキノ地域の住民をはじめ市民から関心が高いので、丁寧に説明していただきたいと考えているが、これまでの経過はどこまで公表するのか。

○前田教育総務課長

高島市立学校の設置等に関する条例を改正した後、新設する小学校の校名と決定するまでの経過を広報誌などで周知する考えである。その他の経過については、どのように公表するか検討する。

【採決】 可決

議第49号 高島市道徳教育推進協議会設置要綱の一部を改正する告示案

【説明】 保木学校教育課長

本件は、高島市道徳教育推進協議会設置要綱の一部を改正することについて議決を求めるものである。

文部科学省の委託事業名が「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」から「より良い生き方を実践する力を育む道徳教育の推進事業」に変更となったことに伴い、改正を行うものである。

【質疑等】

○橋本委員

事業名が変わったこと、本年度から２年間は今津中学校区を中心に研究が進められることから、学校教育課として研究の中心としたいテーマはあるのか。

○保木学校教育課長

地域独自の道徳教育の研究を行っていただきたい思いはあるが、今津中学校区としては、まず、道徳の授業を見直したいと伺っており、その次に、地域独自の道徳教育の研究をしていただく。

【採 決】 可決

報告第１４号 高島市立図書館の臨時休館について

【説 明】 中川教育総務部次長

本件は、高島市立図書館の管理運営に関する規則第４条および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第２条第１項の規定に基づき、１０月３日から１０月５日までおよび１０月８日の４日間、蔵書点検を行うため、市内全６館の臨時休館を定めたので報告するものである。蔵書点検は、通常の休館日も含め７日間実施する。

【質疑等】

○橋本委員

蔵書点検とは、具体的に何をするのか。

○中川教育総務部次長

市内全６館で所蔵する全ての資料を一つずつ端末機器に通し、実際に資料が存在するか、正しい位置に配置されているか確認を行う。また返却期限が過ぎても資料の返却が確認できていない方に対し、督促状の発送を行う。

閉会 教育長が第７回定例会の閉会を宣言